

❁利用者負担額について

子育ての経済負担を軽減するため、令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

※下記表の金額は令和6年10月時点のものです。今後、国の制度改正等により変更となる場合があります。

階層区分			利用者負担額（月額保育料）			
階層区分		定義	3歳未満児		3歳以上児	
国	市		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	A	生活保護法による被保護世帯	0	0	保育料 0円 副食費 免除（上限4,700円）	
2	B	市民税非課税世帯	0	0		
3	C1	市民税課税世帯（均等割のみ）	16,100 （8,000）	15,900 （7,900）		
	C2	市民税課税世帯（所得割ある世帯） 所得割額 48,600円未満	19,500 （9,700）	19,200 （9,600）		
4	D1	所得割額 48,600円以上 54,000円未満	21,500 （10,700）	21,200 （10,600）	市独自 副食費 免除（上限4,700円）	
	D2	-① 所得割額 54,000円以上 57,700円未満	23,900 （11,900）	23,500 （11,700）		
		-② 所得割額 57,700円以上 63,000円未満				
	D3	所得割額 63,000円以上 72,000円未満	26,300 （13,100）	25,900 （12,900）		
5	D4	-① 所得割額 72,000円以上 77,101円未満	28,800 （14,400）	28,400 （14,200）	保育料 0円 副食費（園により異なります）	
		-② 所得割額 77,101円以上 97,000円未満				
	D5	所得割額 97,000円以上 101,000円未満	30,000 （15,000）	29,500 （14,700）		
	D6	所得割額 101,000円以上 113,000円未満	35,500 （17,700）	34,900 （17,400）		
6	D7	所得割額 113,000円以上 125,000円未満	41,000 （20,500）	40,400 （20,200）		
	D8	所得割額 125,000円以上 169,000円未満	44,500 （22,200）	43,800 （21,900）		
	D9	所得割額 169,000円以上 177,000円未満	47,000 （23,500）	46,300 （23,100）		
7	D10	所得割額 177,000円以上 198,000円未満	49,000 （24,500）	48,200 （24,100）		
	D11	所得割額 198,000円以上 301,000円未満	55,000 （27,500）	54,100 （27,000）		
7	D12	所得割額 301,000円以上	60,000 （30,000）	59,000 （29,500）		

※副食費とは、給食やおやつ費用です。

- ・3歳未満児…保育料に副食費が含まれています。
- ・3歳以上児…副食費がかかります。金額は園により異なります。

※その他、園に直接支払うお金があります。

備考

- ・就学前の範囲において同一世帯から2人以上保育施設に入園している場合は、2人目が（ ）の金額、3人目以降は無料となります。
- ・白石市独自政策として、小学校3年生以下から数えて第3子以降の入園児童は0円となります（所得制限有り）。
- ・階層区分は、4月～8月は前年度の市民税額、9月～翌年3月は当年度の市民税額により決定します。
- ・市民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等）は適用されません。控除前の額で保育料を算定します。
- ・利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居（世帯分離含む）の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合があります。
- ・課税額の算定に必要な書類の提出がない、市民税の申告がないなど課税額の確認が出来ない場合は、最高階層（D12）にて保育料を算定します。